平成２４年（フ）第６９２号
広島県山県郡北広島町春木1066番地
債務者　山下　敬荘
1　決定年月日時　平成24年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月25日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第８４３号
広島市安芸区船越南３丁目12番７号
債務者　古居　純子
1　決定年月日時　平成24年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月25日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第８６２号
広島市佐伯区八幡東３丁目10番５―404号、申立時の住所広島県廿日市市宮島口東２丁目１番31号
債務者　吉田　博志
1　決定年月日時　平成24年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月25日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１０６７号
広島市西区鈴が峰町42番１―501号
債務者　伊藤　榮治
1　決定年月日時　平成24年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月25日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１０９５号
広島市東区戸坂くるめ木２丁目５番２号
債務者　畑田　満恵
1　決定年月日時　平成24年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月25日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２９８号
福岡県久留米市南２丁目４番11―17号
債務者　上野　善信
1　決定年月日時　平成24年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月25日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第２４６号
秋田市土崎港東２丁目７番地32号　精神障害者グループホーム第二杉翠荘、住民票上の住所秋田県潟上市天王字上江川47番地1707
債務者　柏崎　祐逸
1　決定年月日時　平成24年11月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２５９号
秋田市大住４丁目２番６号
債務者　土田　　直
1　決定年月日時　平成24年11月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第３３号
秋田県山本郡三種町下岩川字百騎台26番地
債務者　太田瀬　力
1　決定年月日時　平成24年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで
秋田地方裁判所能代支部

平成２４年（フ）第３４号
秋田県能代市河戸川字大須賀77番地55
債務者　保坂　光雄
1　決定年月日時　平成24年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで
秋田地方裁判所能代支部

平成２４年（フ）第３５号
秋田県能代市河戸川字大須賀77番地55
債務者　保坂トミ子
1　決定年月日時　平成24年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで
秋田地方裁判所能代支部

平成２４年（フ）第１１１号
福島市野田町字谷地５番地の46　マルミ荘７号室、従前の住所埼玉県新座市栗原６丁目８番25号　ウィンドひばりヶ丘202号室、従前々の住所東京都板橋区小豆沢３丁目７番30―507号　ワコー第三マンション
債務者　長久保　理
1　決定年月日時　平成24年11月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで
福島地方裁判所

平成２４年（フ）第８１号
福島県いわき市中央台飯野３丁目34番地の１
債務者　諸橋達二郎
1　決定年月日時　平成24年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２４年（フ）第３６２号
石川県白山市成町74番地　シャンブルドレスポワール103号室、従前の住所北海道広尾郡大樹町字中島182番地２
債務者　水野　久司
1　決定年月日時　平成24年11月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第３８６号
石川県野々市市下林４丁目181　パレーシャルＴ・Ｎ202号室、住民票上の住所金沢市高尾台３丁目27番地
債務者　塗装ナカバヤシこと　中林　義一
1　決定年月日時　平成24年11月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第３９３号
石川県河北郡内灘町字向粟崎１丁目351番地
債務者　山崎美智子
1　決定年月日時　平成24年11月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第４０２号
金沢市光が丘３丁目４番地　市営住宅81棟301号
債務者　柳瀬　多克
1　決定年月日時　平成24年11月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで
金沢地方裁判所